

岐阜市企大第 5 号
令和 8 年 4 月 23 日

岐阜市公立大学法人評価委員会
委員長 加藤 義人 様

岐阜市長 柴橋 正直
(公 印 省 略)

岐阜市公立大学法人の役員に対する報酬等の支給基準の変更について（通知）

標記について、令和 8 年 3 月 31 日付岐公法経企第 312 号により、下記のとおり変更する旨の届出がありましたので、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項の規定により準用する法第 49 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

なお、この通知を受けたとき、貴委員会は、同第 2 項の規定により、当該通知に係る報酬等の支給の基準が適正なものであるかどうかについて、岐阜市長に対し意見を申し出ることができることを申し添えます。

記

1 変更箇所

常勤役員（理事長（兼学長）、副理事長、理事）の報酬等の支給基準を以下のとおり変更する。

変更後	変更前
① 給料月額 ・理事長（兼学長） （岐阜市職員の給与に関する条例の教育職給料表(1)6 級 4 号と同額） （略）	① 給料月額 ・理事長（兼学長） <u>908,000 円</u> （法人移行前の岐阜薬科大学学長の給料月額（岐阜市職員の給与に関する条例の教育職給料表(1)6 級 4 号）と同額） （略）
③ 期末手当（6 月、12 月） 期末手当基礎額（①＋地域手当月額） × 期末手当率 × 在職期間率 （岐阜市職員の給与に関する条例第 5 条の 2 に規定する職員に準ずる） （略）	③ 期末手当（6 月、12 月） 期末手当基礎額（①＋地域手当月額） × <u>172.5%</u> × 在職期間率 （法人移行前の岐阜薬科大学学長の期末・勤勉手当と同率） （略）

2 変更理由

- ・人事院勧告による令和 7 年 12 月の岐阜市の給与改定に伴い、法人規程を改正したことにより給料月額が変更となったため。
- ・併せて、今後の規程改正に備えて一部表現を改めた。

3 変更日

令和 7 年 12 月 15 日

事務局	〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1 とよし 岐阜市 企画部 大学改革推進課（担当：豊吉） TEL 058-214-3635（直通） E-mail daigaku-kaikaku@city.gifu.gifu.jp
-----	--

別添

岐公法経企第312号

令和8年3月31日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市公立大学法人

理事長 原 英彰



役員報酬等の支給基準の変更について（届出）

このことについて、役員報酬等の支給基準を変更しましたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項の規定により準用する同法第48条第2項の規定に基づき、別紙のとおり届出いたします。

令和7年4月1日決定

令和7年12月15日変更

岐阜市公立大学法人役員報酬等の支給基準について

1 役員の報酬等の考え方（地方独立行政法人法第48条、第56条）

- ・報酬等の支給基準は、国及び地方公共団体の職員給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員報酬、法人の業務などを考慮して定めなければならない。
- ・報酬等は、役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 役員の報酬等の支給基準

(1) 常勤役員（理事長（兼学長）、副理事長、理事）

① 給料月額

- ・理事長（兼学長）
（岐阜市職員の給与に関する条例の教育職給料表(1)6級4号と同額）
- ・副理事長及び理事 その職責に応じ理事長が別に定める額

② 通勤、地域手当

職員の例による

③ 期末手当（6月、12月）

期末手当基礎額（①＋地域手当月額）×期末手当率×在職期間率
（岐阜市職員の給与に関する条例第5条の2に規定する職員に準ずる）

※ 法人職員を兼務する場合は法人職員給与規程による職員給与を支給する。

※ 期末手当（法人職員を兼務する者は勤勉手当含む）について、当該役員の在職期間における業務実績を勘案し、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

(2) 非常勤役員（理事、監事）

① 役員手当

月額30,000円

② 通勤手当（費用弁償）

職員の例による

3 役員退職手当の支給基準

(1) 常勤役員（理事長（兼学長）、副理事長、理事）

① 支給額

在職期間（月）×退職時の基本報酬月額×12.5/100

※ 役員退職手当は、当該役員の在職期間における業務実績を勘案し、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

② 出向者等に係る特例

- ・法人職員（岐阜市職員であった者が引き続き法人職員になった場合を含む）が引き続き役員となった場合（役員兼務職員を含む）には、法人職員の在職期間（岐阜市職員の在職期間を含む）と役員としての在職期間を通算し、法人職員退職手当規程により支給する。
- ・岐阜市職員が退職手当を支給されることなく退職して引き続き常勤役員となり、退職日に再び岐阜市職員に復帰する場合は、岐阜市職員としての在職期間と常勤理事としての在職期間を通算して岐阜市職員退職手当条例により岐阜市が支給する。（法人から退職手当は支給しない）

③ 法人設立時の特例

法人設立時に理事長となった者がそれ以前に岐阜市職員であった場合の退職手当の額は、退職日に岐阜市職員に復帰し岐阜市職員として退職したと仮定して計算した退職手当の額に相当する額とする。

(2) 非常勤役員（理事、監事）

支給しない

(3) その他

過去に岐阜市職員を定年退職等し、岐阜市職員退職手当条例の規定により退職手当の支給を受けている者には、役員退職手当は支給しない。

【変更内容】

	変更前	変更後
給料	理事長（兼学長）の給料月額	理事長（兼学長）の給料月額
内容	<u>908,000円</u> 法人移行前の岐阜薬科大学学長の給料月額 （岐阜市職員の給与に関する条例の教育職給料表(1)6級4号）と同額	岐阜市職員の給与に関する条例の教育職給料表(1)6級4号と同額
期末手当	理事長（兼学長）の期末手当	理事長（兼学長）の期末手当
内容	期末手当基礎額（①＋地域手当月額） $\times 172.5\% \times \text{在職期間率}$ （法人移行前の岐阜薬科大学学長の期末・勤勉手当と同率）	期末手当基礎額（①＋地域手当月額） $\times$ <u>期末手当率</u> $\times$ 在職期間率 （岐阜市職員の給与に関する条例第5条の2に規定する職員に準ずる）

【変更理由】

人事院勧告による令和7年12月岐阜市の給与改定に伴い法人規程の改正を行った。
 今後の改正に備え、表記も併せて変更した。